連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14－18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684－０００３
FAX(052)684－０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

平成27年度全国安全週間

７月１日から７月７日までの全国安全週間に向けて職場における労働災害防止対策・安全活動を積極的にに取り組みもう!

７月１日から７月７日までの全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間である。

これまでも各事業場では、労働災害防止対策が展開されたため、労働災害は長期的には減少しているものの、昨年の労働災害は前年を上回る結果となった。この増加の背景には、消費税増税前の駆け込み需要や大雪の影響のほか、産業活動が活発化する中で人手不足が顕在化し、職場に潜む危険要因を察知できるだけの経験が無い未熟練労働者が増えていることや、企業の安全管理体制のほころびが想定される。また、重篤な災害が少ない第三次産業においては、安全に対する意識が十分とは言い難い状況も考えられる。

こうした状況を踏まえ、全国安全週間を契機として、それぞれの職場で危険個所を発見し、速やかに対策を取ることが重要である。そして、この取り組みを通じて安心して働くことができる職場をつくるとともに、働く人すべての安全意識を醸成していかなければならない。

安全衛生担当者研修会を開催

連合愛知安全衛生担当者研修会は全国安全週間準備月間の６月５日（金）に名古屋都市センターで開催された。

持田理事長

研修会冒頭で持田安全衛生センター理事長は、『日ごろ安全衛生センター活動の協力に感謝申し上げる。今研修会は、構成組織の安全担当に参加していただき、労災防止や安全衛生の現状や課題について認識を共有し、それぞれの組織に持ち帰り、活動に活かしていただくことを目的に開催している。

愛知労働局
岡田安全課長

愛知県内の労働災害の現状は、４月末速報値では、休業４日以上が1,436件（内死亡５件）、昨年同期比で130件ほど減少している。事故の型別では、転倒災害が一番多く２割以上を占めている。次いで、墜落・転倒災害、挟まれ・巻き込まれ災害の順で、これは全国的にも同じ状況である。

山田労働安全
コンサルタント.

厚生労働省、中央労働災害防止協会では、労働人口が高齢化していく中で、転倒防止対策が極めて重要であることから、１月20から12月31日までの期間で「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト2015」を取り組んでいるところである。

これらを踏まえ、本日の研修会でも「転倒防止対策」の研修を取り入れている。このほか、愛知労働局の「平成27年度安全衛生行政の課題」、労災防止活動推進ハンドブックを９年ぶりに改訂したことから「労災防止活動推進ハンドブックの改訂内容」についても研修を行う。参加者の皆さんには、この研修を通じて安全に関する認識をさらに深めていただきたい。』とあいさつを行った。

坂本労働安全
コンサルタント

研修内容の詳細については、次号から順次紹介していく。

３つの重点課題を論議

愛知労働局安全衛生労使専門家会議は５月21日に行われた。

専門委員認証式

冒頭、２年任期の委員の任命式が行われ、委嘱状が手交された。

鈴木労働基準部長は、あいさつの中でご自身の基本的な考え方として「働くことで命や健康が損なわれることがあってはてはならない」とし、27年度の行政方針としては、できることをやっていく。すなわち、建前だけでできもしないことを掲げるより、実のある取り組みを進めていきたいとした。

安全衛生労使専門家会議

そして、３つの重点課題として

１．全国産業安全衛生大会対策

全国産業安全衛生大会が12年ぶりに愛知県で開催される。労災防止活動の好事例を募集し全国大会の緑十字展でパネル展示を行う。

２．第三次産業対策

製造業・建設業・運輸業などでは労災事故が減少しているが、第三次産業では増加している。この対策の一環として厚生労働省では「転倒防止プロジェクト」を取り組んでいるところであるが、愛知としては従来の取り組みとは少し変えて、直接的に事業場対策をするのではなくその本店や社労士を通じて対策を進めている。１～３月においては従来と比較して労災件数は減少している。

３．メンタルヘルス対策

労災申請件数が増加しているところであるが、大企業においてはメンタルヘルス対策は実施されているが、中小企業ではなかなか手が付けられていない状況もあり、中小企業向けの見やすいリーフレットを作成し取り組んでいく。また、マスコミを活用したＰＲに努め県民の意識を高めていきたい。

このほか、交通労働災害対策についても取り組んでいきたい。これらの取り組みの成果が上がるよう委員のご意見をよろしくお願いしたい。とあいさつがあった。

これを受けて、安全課長・健康課長から具体的取り組みの内容やイメージについて説明があった。

その後、転倒防止対策、12月から義務付けられるストレスチェックについて意見交換が行われた。様々な意見が活発に行われ、この意見を踏まえて愛知労働局として今後の活動に活かしていくこととなった。

安全衛生Q&A

【問題】次の工場の通路や床面の記述のうち、誤っているものはどれか

（イ）　機械と機械の間の通路の幅を70cmにした

（ロ）　通路を作業エリアと明確に区分した

（ハ）　床上の凹凸をできるだけなくす

答えと解説は裏面

安全活動を推進しよう！
労災事故を防止しよう！

６月上旬に全構成組合に配布した「労災防止活動推進ハンドブック」は、昨年改正された労働安全衛生法の改正を踏まえ、今年１２月から実施が義務付けとなるストレスチェックや６月実施の受動喫煙防止対策（努力義務）を加筆した。また、東海・東南海地震に備えるためのＢＣＰ（事業継続計画）も加え、第４版として９年ぶりの発行となる。

本書は職場の担当者の目線でまとめたものであり、イラストも入れて見やすくわかりやすい内容となっている。災害防止、職場改善の実践的なハンドブックとして活用していただきたい。追加注文は、安全衛生センターまで。

こころの健康と運動習慣との関係

あいち健康プラザＥニュース　Vol.311（2015/6/1）より
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団　保健師　栄口　由香里

当センターのトレーニング室には、高血圧や糖尿病といった生活習慣病の予防・改善を目的に運動されている方がたくさんいらっしゃいます。最近は、うつ病等のこころの病気で治療中の方も増えています。

うつ病と言うと「休養が第一」という印象を持たれることが多いのではないでしょうか。確かにうつ病の急性期には、薬物治療と休養を優先しますが、症状が安定し回復期になると主治医から体を動かすことを勧められることも多くなります。休養期間が長くなりすぎると、筋肉が委縮して運動機能が低下し、ますます外へ出ることが億劫になってしまうのです。

近年、欧米を中心に「メンタルヘルスと運動」に関する研究が多くみられるようになり、当センターでも24年度から研究を開始しています。25～26年度は、うつ病等で治療中の28名を対象に３か月間の運動支援を行いました。８段階のステップ式運動メニューを用意し、その方に合った内容からスタートし自信をつけながらステップアップしていきます。

３か月後に抑うつ症状を確認したところ、開始時と比較して改善がみられました。さらに、週２回以上の運動リズムを身につけた方、週あたりの運動量としては、ウォーキングでいうと６０分以上実施できた方は、症状の改善がより明らかでした。「体力に少し自信が持てるようになり、復職の話が進んでいます。」という声は、私たち支援スタッフにとって何よりも嬉しいことでした。

このような運動プログラムがメンタル不調脱却の糸口になればと期待を込めて、今後も普及活動に努めていきたいと思っています。今年度は、企業と連携し、県内各所の運動施設においてプログラムを実施していく予定です。こころの健康を支える環境づくりが地域全体に広がることを目指して。

労働保険豆知識シリーズ④

業務災害とは、労働者が業務を原因として被った負傷、疾病または死亡（以下「傷病等」）をいいます。業務と傷病等との間に一定の因果関係があるとことを「業務上」と呼んでいます。業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険の適用される事業場に雇われて、事業主の支配下にある時に、業務が原因となって発生した災害に対して行われます。

【原因・事由】	【災害分類】	【保 険】
仕事によるもの	業務災害	労　災 保　険
通勤によるもの	通勤災害	
その他	その他の災害	健康保険

※労働災害に健康保険は使えません。

業務災害と判断される場合とされない場合

①事業主の支配・管理下で業務に従事している場合
特段の事情がない限り業務災害と認められるが、以下の場合は業務災害とは認められない。
○労働者が私的行為や、業務を逸脱する恣意的行為が原因で災害となった場合
○労働者が故意に災害を発生させた場合
○個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
○地震・台風などの転変地変によって被災した場合（業務の事情により認めらっる場合もある）

②事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合
休憩時間や就業前後は業務をしていないので、この時間の私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められない。
ただし、事業場の設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となる。なお、トイレなどの生理的行為についても、事業主の支配下で業務に付随する行為として取り扱われるので、この時に生じた災害は就業中と同じ扱いとなる。

③事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合
事業主の管理下を離れているものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているときは事業主の支配下にあることになる。この場合積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、業務災害となる。

【答え】（イ）

（解説）労働安全衛生規則では、機械間または機械と設備の間に設ける通路は、幅80cm以上としなければならないと規定されています。

また、工場内では、作業者が通行するだけではなくフォークリフトやクレーンなどにより材料や製品が運搬されているのが一般的です。これらと作業者の接触による災害を防ぐためにも、作業者が通行する部分は、他の車両等が通行する部分や作業エリアと明確に区分するとともに、通路に歩行の邪魔になるものを置かないこと、床上の凹凸や段差をできるだけなくすこと、滑りやすい個所に滑り止めをつけることなどが必要です。